HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	都市計画における市民参加－北見市長期計画策定にみられる事例－
Author(s)	清水, 昭典
Citation	北大法学論集, 29(3-4), 203-230
Issue Date	1979-03-12
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16266
Type	bulletin (article)
File Information	29(3-4)_p203-230.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論説

都市計画における市民参加

―北見市長期計画策定にみられる事例―

清水昭典

目次

まえがき
過去における総合計画の策定と住民参加の導入について
新計画策定答申と市民参加に関する審議会の論議
具体的な参加活動について

まえがき

住民参加乃至市民参加という言葉は、昭和四〇年代後半頃から、ひとびとによって流行語として使われてきており、「参加」は、今日では、しばしば政策や思想・イデオロギーや政治的党派の対立の中にあっても価値ある原則と

して認められたといって過言でなかろう。

このような現象の背後には、四〇年代の地域社会の急激な変動があったこと、この変動に対する適切な対策が立てられなかったこと、この変動にかかわる多種多様な生活環境の悪化に住民が関心を示し、動き始めたことがあることは論を俟たない。

そして住民の関心と動きはいわゆる「住民参加のまちづくり運動」などへ発展していくが、このような動きは、わが国の法律制度の上にも、消極的ではあるが、反映してきた。

たとえば、昭和四四年には、地方自治法の一部が改正され、市町村が長期の総合計画を策定する場合、その基本構想を定めることを義務づけ、それに議会の議決を経ることを要件としたが、これは、従来専ら行政がすすめてきた職務に、地域住民の意向をその代表によって参加させようとする試みが実現されたことになる。又同じ四四年から施行された新しい都市計画法でも、旧都市計画法が「官庁の机の上で考案された法制であった。一般庶民が何を求めているかということの如きは、それこそ末の問題であった」と飯沼一省氏が慨嘆した姿に代って、都市計画を定める者を国から地方公共団体へと委譲し、実際に都市計画の案を作成しようとする場合には、必要に応じて公聴会を開催するなど住民参加の手続を定め、同法の運用についても、建設次官通達で、都市計画を行う場合、市町村が原案を作成することを原則とし、更に都市計画に関する事項を審議する付属機関（審議会）を原則として設置することを示達したのであった。

こうして昭和四四年の地方自治法の改正と新都市計画法の施行は、全国の市町村の基本構想及び市町村計画の策定を促し「自治省編　地方自治の動向」によると、同年以降五二年五月までに、全国三二五六市町村のうちその八〇％にあたる二六二二の市町村が基本構想を策定するに至ったが、この策定市町村の策定過程における住民参加の状況をみ

ると、市町村のうち審議会を設置した市町村は一九五八団体で全体の七五%に当り、公聴会を開催した市町村は二一三団体で全体の八%となっており、後者については兎も角前者についてはかなり普及していることが明らかである。

しかしながら、審議会の設置、公聴会の開催などといっても、その形態や構成、論議された内容、得られた意見や結論の取扱いなどは、市町村によって、その行政担当者や住民の姿勢や考え方によって、非常に異ったものがある。これは、住民参加の意味が、価値を含むものとしてとらえられ、かつひとびとによってさまざまに解され使われており、またはなはだ漠然としていることに関わるのである。

この漠然とした参加の意味を整理してその使い分けを提起したのは、T・R・アーンスタインである。彼はよく知られているように、市民参加の態様を、参加の影響力の強さによって八つの階梯に類型化し、影響力が、「操作」から「治療」、「情報提供」、「協議」、「宥和」、「対等提携」、「権限委譲」、「市民管理」へと高次化していくとした。またアーンスタインの見解を紹介した篠原一氏は、その著「現代都市政策叢書　市民参加」で、市民参加の制度的側面を、市民の権力に対する組み込みの度合のちがいによって、いわゆる「参画」と「自治」の二つの範疇に分け、更に前者を「名目参画」と「実質参画」、後者を「部分自治」と「完全自治」に分け、市民参加の意味を整序した。そして氏は、氏の言う「名目参画」は、アーンスタインの「操作」、「治療」、「情報提供」に相当しているとし、『わが国の公聴会や審議会の多くは、それらが隠れ蓑的存在といわれるように、そのほとんどは「名目参画」に属する』に過ぎず、わが国の参加における市民の占めている地位が未だ低い実情にあることを指摘したのであった。

本稿では、地方政治・行政において、住民参加乃至市民参加ということが、地方の政治・行政の担当者や住民によって、どのような意味に解され、どのように使用され、又それがどのような機能を果し、かつその意味がどのように変化し展開していくかを知るために、現在、市民参加を標榜して、長期総合計画、特にその基本構想の策定作業を進

めている北海道北見市の参加の実情を調査し検討を加えようとするものである。

過去における総合計画の策定と住民参加の導入について

北見市では、過去昭和三八年に「北見市総合都市計画」（以下三八年計画と略称）、四五年に「北見市総合計画」（以下四五年計画と略称）を策定してきており、後者は現在実施中である。しかし五二年一月、北見市長は、「オイルショックを機に社会経済情勢は急激な発展を遂げた高度成長時代から低成長へと移行し、諸情勢は大きく変容してまいりました。こうした実情をふまえて市としては現計画の総点検が必要であると考え、北見市総合計画審議会に調査・審議を願うため準備を進めてまいったところであります。」と述べ、総合計画審議会に四五年計画の総点検を委嘱した。これを承けた審議会は、四月に新計画を策定すべきことを答申、市では現在新計画の策定作業中である。

ところで、北見市における計画の策定に当って、住民参加ということが登場したのは、四五年計画の時からである。この点では三八年計画は完全な官製版の計画であった。当時北見市では、第一表に見られる五人の建設省関係の少壮中堅クラスの地域開発・都市計画を担当する職員を北見総合計画専門委員に委嘱、市側では北見市施設部都市計画課の職員が「専門委員の下働きのような形で」、基本となる実測地図の作成、諸基礎調査資料の作成、収集の作業に「汗みどろの努力」を重ねたといわれるが、実質的な策定は専門委員が行ったとみられ、得られた資料にもとづき専門委員が「最終的な図面、原稿の作成、執筆」の作業を行ったのである。その後、北見市では四五年計画の策定に当って、三名の大学教授を専門委員に委嘱したが、市職員は、この専門委員が、全面的に策定作業をすると思い込み、しきりに資料を送り、頃合いを見て、策定の進捗ぶりを知るために専門委員の一人を訪問、その教授から策定の主体

は市であり、その作業も市職員が行うものであることを指摘され、愕然としたという一件があったといわれる。以上の経緯をみると三八年計画には住民の参加は見られない。

四五年計画策定の時は、三八年計画の時とは社会情勢も変り、計画に関する法制度もまえがきで述べているように改められた時期であった。もっとも北見市がこの計画の策定に着手したのは四三年一〇月であり、この時点では前述のような地方自治法の一部改正も未だ行われず、新都市計画法も六月に制定されたもののその施行は一年後からであった。しかしこの制度改正の動きやその趣旨はすでに地方自治体にも伝わっていたのであり、この時の北見市長や担当職員の言によると、住民参加の一手法である審議会の設置などについては、いろいろと示唆されており、これを設置する雰囲気にあったといわれる。

こうしてはじめて住民参加を取り入れた審議会、正式には「北見市総合計画策定審議会」は、同条例によって四三年一〇月に設置された。それによると審議会の構成は市長が知識経験を有する者の中から四〇名以内の者に委嘱することとなっており、その所管事項は、(1)本市が定める総合計画に関すること、(2)総合計画について市が提出する意見に関すること、(3)その他市長が総合計画上必要と認める事項に関することとなっているが、これらの事項は、市長の諮問に応じて審議することとなっており、審議会の開催には、予め市長からの諮問があることを要件とするものであった。なお審

第一表 北見総合都市計画策定専門委員

氏	昭和36年6月当時	昭和37年8月当時
T	建設省都市局都市計画課	建設省計画局総合計画課　計画官
S	首都圏整備委員会計画第二部	東京都首都整備局都市計画部　指導係長
K	北海道開発庁地政課	建設省住宅局　住宅課長補佐
N	建設省都市局都市計画課	建設省都市局都市計画課　土木施設係長
U	建設省都市局都市計画課	首都圏整備委員会計画第一部　調整官付補佐

議会にどのようなひとびとが委嘱を受け、どのような審議や役割を果したかについては、五二年新計画策定に関わる審議会のそれと著しく共通した性格を有しているので一括後述することとする。

新計画策定答申と市民参加に関する審議会の論議

北見市長が五一年一〇月、新規に四〇名の委員を委嘱して設置した北見市総合計画審議会の第一回会合は、翌五二年一月一四日に開かれ、席上市長は四五年計画の総点検と今後の計画のあり方について諮問した。そしてこの日から審議会のメンバーはそれぞれ基盤整備、社会開発、産業振興部会の三つの専門部会に分属し、その後数回にわたり市事務局（企画部）職員から四五年度計画の進捗状況をヒヤリングし、人口・市街地面積、上下水道の事業計画等が目標を下廻っている理由とその説明を受け、住民意識の変化に伴う新しい課題、たとえば老人医療、公害及び環境保全対策などの問題が生じていることの示唆を受け、四五年計画が今後も実施に堪え得るか否か、新計画を策定すべきか否かを審議したのであった。しかし委員の発言の多くは、四五年計画の現状における適否よりも、現状としての北見市の都市施設の不足不備を指摘し、これを充実させるために新計画を作るべきだという方向をたどったのであった。ともあれ論議は新計画の策定方向にむかったわけである。

三月二日には、各専門部会から選ばれた一二名の構成の合同専門部会が開かれ、早急に新計画の策定に入るべきだという答申をすべきだという意見集約が行われた。しかも市当局の方では、予めこの審議の方向に即した答申案文と審議意見案文を用意していたので、審議会は直ちにこの案文を素材として原案の作成に入ったのであった。そしてこの時点で、委員の間から策定過程における市民参加を正面から文書に標榜すべきである、審議会の審議だけでは市民

の意見は充分に表現されないという意見が交々起り、案文中の「地域住民の意向に適確に応える」という表現を改め、市民参加を正面から打出した項目を入れることに意見が集約されたのであった。

次の合同専門部会は、翌月の四月二六日に開かれた。懸案となっていた案文中における市民参加についての記載については、審議意見の案文の中に「新しい総合計画と市民参加」の項目が新たに設けられることになり、「すべての市民がより人間的な生活のできる環境を、市民みずからの手で創り出すことが地方自治の本旨でもあり、これを都市づくりの基本理念として新総合計画の策定を行うべきである。計画の策定にあたっては、出来るだけ多くの意見や提言を求めるため、その手法について十分研究し、市民参加の実を挙げるよう努力すべきである。」という文言が加えられたのである。しかしこの日の審議は、市民参加を掲げることになったものの、市民参加の意味や具体的な解釈については、委員の意見は岐れを示したのであった。この時の論議を出席九名中発言した五名の委員の意見を整理してみると、主張は概ね次の二つの方向に岐れ、市民参加を

(1)市民参加という字句が、策定作業にまで拡大解釈されると、仲々大変なことになるので、予め審議会委員で参加ということの意味をはっきり統一しておくべきである。そうでないと、例えばある極端な団体が或る方向に向って策定する作業に入って来られては大変であり、やりにくいことになる。又参加の意味を意志統一しておけば九万四千（北見市民）全部が参加してやるのだということにならないで済む。

(2)市民参加の意味は、広く市民の意見を聴取して取り組むという範囲に考えておけばよく、参加の実施についてもその方法を市理事者に任せ、市が具体的な方法を定めることでよい。

と、限定的に解し、市がこれを行うという四名の委員の主張と、これに対し、

(1)参加の意味を審議会が予め限定してしまうと、市民の中から多種多様に自発的・独創的にすすめて来る参加の動

きを封じ込めてしまう危惧がある。

(2)それゆえに参加の意味を審議会が狭めて解釈せず、これをプログラムとして掲げておき、将来この意味について疑義を生じたら、その疑義についてお互いに話し合って、いろいろなレベルで内容を与えていく方がよい。

と内容の解釈を審議会が先取りすることをおそれる一人の少数意見に岐れたのであった。この両者の論議は、結局、市民参加のイニシアティブの直接の担い手とそのとり方についての認識の相違に帰着するものであったが、最終的にはこの部会の意見は、案文の末尾の文、「計画の策定にあたっては、出来るだけ多くの意見や提言を求めるため、その手法について十分研究し、市民参加の実を挙げるよう努力すべきである」という線を市当局がその責任においてすすめるということに落着いたのであった。

これを含む原案は、同日午後の審議会総会で異議なく承認され、市民参加を含む新計画の策定をすすめるべきことを市長に答申したのであった。

答申を受けた市側では、その後市企画部職員が中心となって新計画の策定作業に入ることになったが、先ず策定の構成や期間手順・庁内体制づくりなどの方向づけを定めた北見市新総合計画策定要綱とこれに基づき特に計画のうちの基本構想の策定に関する方向づけを定めた新基本構想策定要領を作成したのであった。そして市民参加の手法についての研究結果と実施計画をも、この要綱と要領に盛り込んだのであった。これによると市民参加は、要綱では、具体的な手法として、(1)市民の意識調査、(2)市広報紙を通じて一般市民から、テーマを定めて意見などの提言を広く求める。たとえば、基本構想に関する論文など、(3)幅広い市民層から、直接意見や提言を求める場としての広聴活動を積極的に実施する。実施に当っては、その時期・内容・方法等を十分に研究し、市民参加の実をあげるよう努めるものとする。具体的には、市民集会・公聴会のほか、すでに行われている市政懇談会・陳情などがある。そして基本構

想策定要領では、より詳細に、市民参加と市民意向の反映という項目を設け、(1)市民参加の方法として、ア、市民よりの提言の公募、(ア)市長への手紙等による提言等の募集　(イ)市民憲章作品募集（テーマ・マチづくりについて）(ウ)論文募集、イ、市民の意見発表及び討論、(ア)公聴会の開催　(イ)シンポジウムの開催　(ウ)市民討論会の開催　(エ)市民集会の開催、ウ、中学生と市長との懇談会の実施（テーマ・私の考える北見市の未来）エ、産業別並びに地域別広聴活動の実施（例えば公聴会懇談会等）、(2)市民意向の集約として、ア、各種調査の集約　(ア)北見市民の意識構造に関する調査　(イ)北見市生活環境調査　(ウ)広域商業診断に関連する意向調査　(エ)農業指標に関連する意向調査　(オ)労働力実態調査　(カ)その他の調査、イ、行政への要望等の集約、(ア)陳情及び請願　(イ)市政懇談会　(ウ)その他市政への要望等、(3)広聴活動と素案等のフィード・バック機能として、市民意識の高揚をはかり、市民が積極的に将来のマチづくりについて語り合えるように適時情報を広報する。また新基本構想の素案等について、フィード・バックして市民の意見を求めるものとするなどの計画を打出したのであった。

以上のような市企画部職員による市民参加についての考えられる限りでの網羅的な手法の数々を盛り込んだプランの提示は、その手法の研究を審議会から全面的に求められ、その結果として行政部内で専らに定めることとなったとはいえ、北見市にとって全く新しい計画であり、この実施過程で充分予想される煩瑣でおびただしい作業量の事務と行政にはアマチュアである住民との意思の疎通と住民からの協力やその意向を吸収するための活動を必要とするものであり、これは職員に重い作業負担に堪えて積極的に行う姿勢がなくては提示し得ないものであった。事実この職務を直接担当する三人の職員は仕事に忙殺されることになった。

本稿では、市民参加のこの計画のうち、実施ずみのものから、公聴会の性格を持つとみられる「市民の提言を聴く会」と「地域別市民集会」の活動ぶりについて言及したい。

具体的な参加活動について

○総合計画審議会

これは常設的な制度で、市長から委嘱された任期二年、四〇名のメンバーで構成されている。第二表を参照するとメンバーの年齢構成は発足時で二〇代二、三〇代二、四〇代一一、五〇代九、六〇代一三、七〇代三で平均年齢は五四・五歳と必ずしも高いとはいえない。しかし五〇歳以上が全員の六二・五%で、六〇歳以上でも四〇%を占めており、かなりの高年齢者もいることが知られる。メンバーの過半数は北見市内で出生したもので、二、三の例外を除くと総て五年以上の定住者で、定住一年未満の者は一名に過ぎず、この小都市に地縁的に多年定住してフェース・ツウ・フェースの関係を持つ者が多く、メンバーとなる前から旧知であったり交際をしていたり、営業上の利害を共通にしたりライバルの関係に立つ者が少くない。職業別でみると、最も多いのは自営商工業者の一四名で、内訳は、機械農機具製造販売三、木材関係二、土木建設二、金物・衣料・食料雑貨・陶磁器・薬品・ホテル・日本料理各一となっており、市内では屈指ないし有名な商工業者であり、商業経営者には老舗の二代目が五名おり、卸売商を営んでいる者も見受けられる。

商工業者以外で多いのは農業者で七名であるが、いずれも経営規模が大きく、相当の富める自作農にして、各村落の有力者で、彼らのすべてが、農協役員、市会議員、農業委員会委員、土地改良区役員、農民協議会役員などの公職の一つあるいはそれ以上に就いている。

このほかに、元市助役・商科専門学校・料理専門学校・幼稚園の経営者ないし園長がいるが、以上挙げた二五名のひとびとは旧中間層のタイプに属するとみられるが、この層のひとが過半数を占めていることになる。これに対し、

第二表　北見市総合計画審議会委員名簿

氏	年齢	職業	主な公職
A	六七歳	無職（元小学校長）	北見市自治会連合会（全連合町内会）会長・公平委員・民生委員・行政相談員
I_1	五四	割烹経営	市教育委員（元委員長）
I_2	四五	会社役員	市連合ＰＴＡ副会長・社会教育委員
O_1	六九	料理専門学校長（女）	市交通安全母の会会長・赤十字奉仕団委員長・社会福祉協議会副会長
O_2	四八	国鉄職員（労組幹部）	地区同盟副議長・元市議（民社）
O_3	四五	幼稚園長	
O_4	三九	会社役員（薬品卸商）	元青年会議所理事長・商工会議所議員
K_1	五一	農　業	農業委員
K_2	二八	社会福祉法人職員	社会教育委員
K_3	四三	会社社長（洋品雑貨）	商店街連合会副会長・商工会議所議員
K_4	五三	私立学校長	市議（無所属保守）・民生委員推せん委員
K_5	六一	会社社長（ホテル）	商工会議所会頭・観光協会副会長・北斗高校同窓会長
K_6	六八	無職（元国鉄労組幹部）	社会教育委員・民生委員推せん委員・元市議（副議長・社会党）
K_7	七三	社会福祉法人役員（元中学校長）	社会福祉協議会会長・保護司会会長・民生委員推せん委員
S_1	七五	農　業	農業共済組合長・農業委員会長・元市議（無所属保守）
S_2	四三	会　社　員	市議（公明党）・市土地開発公社理事
S_3	二五	会　社　員	市青年団体協議会
S_4	四二	会社員（私バス管理職）	社会教育委員
S_5	四九	北見工大教授	市議（社会党）・都市計画審議会委員・公営企業経営審議会委員
T_1	六三	商業（食品雑貨）	

氏	年齢	職業	主な公職
T_2	五九	金物商	市議（自民党）・市監査委員・商工会議所議員
T_3	四五	農　業	市議（無所属保守）
N_1	七一	農　業	民生委員・市土地改良区理事長
N_2	六七	商業（陶磁・金物卸商）	卸売団地理事長・市消防団団長・商工会議所議員
N_3	五三	主婦（女）	消費者協会会長・公営企業経営審議会委員
N_4	六五	医師会事務長（元市助役）	
N_5	六九	会社社長（農機具）	青色申告会長・観光協会副会長・元市議（無所属保守）・区画整理審議会委員
N_6	四〇	農　業	農民協議会副会長
H_1	六〇	酪農業	市議（無所属保守）・農業委員
H_2	五四	会社社長（土木建設）	北見文化連盟会長・社会教育委員
H_3	五二	北見工大教授	都市計画審議会委員
H_4	六八	農業・市農協専務理事	北見市農協専務理事
H_5	六四	会社社長（金属製品）	北見遺族会長・森林組合副会長・とん田区画整理審議会委員
M_1	四六	小学校教員（市労協議長）	社会教育委員
M_2	六九	北見工大学長	道科学技術審議会委員・道生産性本部常任理事
M_3	四八	高校教員	北見市体育協会理事長・社会教育委員
Y_1	三八	会社役員（建設・コンクリート）	青年会議所理事長（七八年）
Y_2	五五	会社員（前北電北見支社長）	市公営企業審議会会長
Y_3	六三	団体役員（製材協同組合専務理事）	
W	五一	電々公社社員（元労組幹部）	市議（社会党）・北見市土地開発公社理事

新中間層・労働者層に属するのは、大学教授三、私鉄大手系バス会社管理職一、公立学校教諭四（現職三）、国鉄職員二（現職一）、電々公社職員一の一一名であるが、教諭、国鉄職員、電々公社職員の七名は単産労組や地区労・地区同盟の議長や役員の現職ないし経験者である。以上のメンバーを彼らが帯びている公職の点から見ると、一人で数職を兼ねる者が少くないので役職それぞれの人数で示すが、市会議員が元・前を含めて一〇名おり、そのうち七名が現職、保守系四、社会二、公明一となっている。このほか社会教育委員七、商工会議所議員四、社会福祉協議会役員、観光協会役員二、市消防団長、市消費者協会会長、教育委員会委員長に前述の各種農民団体の役員などがいる。

全体として、以上の年齢・職業・公職などからうかがわれることは、このメンバーの多数は、小経営者・自作経営農などとして、この北海道でも開発の歴史の浅い地方都市の社会では、比較的古い地縁的な社会関係を持つ知名度の高い旧中間層のタイプの人々であるが、新中間層・労働者で、革新政党に属し労組出身者である場合でもこの町に生まれ育ち、その子弟を市職員などに就かせ地縁的な関係の深い者が少くなく、日頃の行動も生硬な政治イデオロギーを一途にふりかざす人物は殆んどいない。総じてこれら審議会メンバーの中には、大学教師や青年会議の代表を除くと、さまざまの公職を帯びて、地域社会や職能集団の世話役として、その集団の内情に通じ、それへの地方行政の滲透に自治体の職員ではできない役割を果たすとともに、しばしば地域社会や集団に生起する諸問題のうち、行政の援助・助成が望まれる課題をそれに媒介する機能を果たす者が多く、特に市会議員などの場合は、行政への交渉事に果たす影響力は、理事者とのパーソナルな関係で表面化せずに満たされる場合と声高に公開の場で行われる場合との違いはあれ、大きいのであり、いわゆる草の根の市民ではなく、グラストップのひとびとである。そしてこれらの特色は四五年計画の審議会メンバーもほぼ同様である。

次に総合計画の策定過程における彼らの活動振りを見ると、市長から諮問された四五年計画も新計画の基本構想の

策定においても、答申案をメンバー達が自力で能動的に組立てることはなかった。この点では、彼らは、審議会の事務局を構成する市企画部の職員が蒐集・編集した、北見市の過去・現在に関わるおびただしい統計資料の配布と解説を受け、更にそこから試算された北見市の将来人口・産業構成・所得や生活環境改善の具体的見通しなどの説明を受け、予想される計画のアウトラインを示唆され、原則的にはこれを受容するのである。計画についてアマチュアである彼らは、このアウトラインの中に自分達の意見を盛り込んでもらうにとどまるのである。ついで答申案の具体的な作成に入ってからも、原案は先ず事務局で作成され、これが彼らの前に提示され、質疑が行われるが、質疑は殆んど事務局職員に集中し、それも案への修正意見が出る程度で、原案の基本的構成そのものに関する質問は、外在的な批判という形をとることはあっても、原案の内容に関連した形では殆んど行われず、又彼ら委員の間での討論もあまり行われないのである。かくして審議過程で彼らの原案に対する意見は、たとえば

(1)原案中のある項目の強調、たとえば福祉社会の確立に対する計画をもっと重視せよ、ないし、小項目におかれている福祉計画を大項目に昇格せよ、というような、抽象のレベルにとどまり、数量的な裏付けなしに、ある項目の強調・組替を求めるもの。

(2)原案の文脈と関わりなく、各委員の属する業種や団体が行政から疎外されている状況を述べるもの、たとえば工業を経営する委員の「商工行政といっても工は無いではないか」とか、農協より選ばれた委員の「農政軽視への不満」に類するもの、あるいは「北見市の農家にしても将来酪農をどの程度にしたら良いのか、水稲はどの程度の経営規模を持つべきか」当局は適切な指導をしていないという行政への依存の強い苦情など。

(3)行政のあるべき姿勢を善玉・悪玉に分け、その二者択一を迫る意見、たとえば「北見市で話題となっている駅前再開発・都市計画において、市当局は、大手系デパート・スーパーなど大型小売店舗の進出を時の流れとしてこ

れに追随するやり方で進めるのか、それとも地元業者ひいては市民を守って戦い抜く姿勢があるか、態度を明確にせよ」などという意見が見られたのであった。

これに対し、珍しく委員達が活発な議論を交したケースとして、用途地域、特に工業地域・準工業地域・商業地域・住居地域等の線引きについて、市側の線引きを是とするもの非とするもの、その一部変更を求めるものの開陳がみられたのであった。たとえば計画区域内にはあるが農村市街地である相内・上常呂地区に住む委員は、それぞれ自地区が工業化を抜本的にすすめるのに最も障害が少いことを力説、同じく未開発の小泉地区の工業化を志向する市当局と対立、ひいては論議を通じて都市計画全域にかかわる委員と市当局の考え方の相違が露呈されるとか、委員間に局地的に近年市街化の進んだ市内西部市街地に設けられている住居地域を準工業地域に変更すべしという意見と、このすう勢を考慮しつつ準工業地域化を極力限定し、住居地域をなるべく残すべきだというスレ違いの意見が交されるなど、意見の背後にそれぞれの利害が予想される審議が行われたのであった。ちなみに、用地地域の指定は、市長が原案を作成し、建設大臣の認可を受けて定めるものとなっているが、従来この地域の線引きについては、利害のからむ土地所有者など有力者の市長への裏面工作がしきりに行われてきたといわれるが、少くとも、市民一般が未知のままに決まる問題が、審議会で論議されたということは、意見やその根拠の当否を措くとして、行政情報が市民の前に公開され、情報への市民の関心を喚ぶ機会をもたらすというメリットを生じたことであった。

以上のような審議会の構成や活動ぶりを見ると、委員達は計画について、市職員から総合計画にかかわる相当量の情報や資料の提供を受け、且つ自らが必要とするそれの提供をも求め得る立場にあるが、委員達がこれらを素材として利用しながら自力で計画の答申案を組立てることは不可能でもあり、その意志も無いといえよう。第一に彼らは行政計画についてはアマチュアである。第二に前述の市民参加についての理解の仕方について判るように、参加を自ら

の主体的営為として考えるのではなく、おおむね行政担当者から一定の案が出され、それについて意見を求められた時、これに即応して意見なり苦情なりを述べることと考えているのである。又委員の多くは地域社会において、又職能団体においてリーダーと目され、それぞれの分野で経験と技倆を備え、相応の敬意を払われているひとびとであり、審議会の仕事を名誉職的なものとも思っているふしがある。彼らは市職員が時間と労力をかけて作成した答申案のそのまた原案の基礎をゆり動かすような批判や問題提起は一、二の例外を除いてはしないものである。案中の事項の中から自分の関心事にかかわる事について質問をする程度であり、又任期中問われたことを除いては全く発言しない委員も少くはない。かくて案は一、二の修正を受ける程度でほぼそのまま答申と化する。しかしこの答申は審議会の名と責任をもって、権威づけられ、議会や市民に対する、実質的には行政担当者が作成した計画の正当化の機能を果たす。そこで審議会の参加の態様がどのレベルにあるかをアーンスタインの分類にかりれば「操作」「治療」と「情報提供」に、篠原氏のそれによれば「名目参画」の段階に属するといえよう。審議会のレベルアップは、先ず全く発言しない人、穏やかで受容的な紳士に代って、市政に関心があって遠慮せずに発言する後述のようなひとびとを委員に加えることからであろう。

○市民の提言を聴く会（公聴会）

この集会は、五二年八月二九、三〇の両日、市が主催し、集会の趣旨を「幅広い市民から未来の北見市のまちづくりに関する考えを、直接に聴き、その意向を確め、策を把えて、新総合計画策定の基礎資料を得る」とし、五七名の市民から、一人五分づつ提言を求め、その後自由討議という形式で行われた。なお五七名の提言者は、予め市が青年団体・労働組合に推せんを依頼した二二名の青年と教育・社会福祉・産業関係、一般団体に推せんを依頼した三五名の一般人から成り、後者には、幼稚園・各種学校・小中高等学校長会・PTA・商工会議所・自治会・文化連盟・交

通安全協会・市労協・農協・体育協会・心身障害者保護団体・婦人団体・森林組合・社会福祉協議会などの代表や事務局長など、それぞれが属する団体や職域の経験が豊富で、かねてからまとまった意見を持っている市内では知名度の高いひとびとが多い。

ここで発表された提言には、第三表にみられるように、都市生活に関する希望や要求のすべてが雑然と網羅されていた。提言者達、なかでも青年達は、集会のテーマや自分達の意見が総合計画にどのように関わり、どのような位置を占め、それが実現されるのにどのような障害があり費用を必要とするか、実現された場合、どれ程多くの市民の公共に資するかをあまり頓着せずに、時に大きな夢を又時に身近のささやかなしかも切実な要求を語った。

しかしこの多彩な提言も、一人一人をみると、提言者の属する職業・組織・居住地域・年齢・関心などによって、それぞれ固有の立場の主張が多く、たとえば青年達は、青年センター・スポーツセンター・レクリエーション基地・余暇活動・まつりと青年の参加・ボランティアの育成・農村花嫁など身近な事柄を、商工業者は女満別空港のジェット化・北見駅舎改築・北海道横断高速自動車道の帯広北見間早期着工・交通計画と駐車場・企業誘致・観光基地開発など、すでに新全国総合開発や道三期開発計画などのなかに盛り込まれていて未だ実現されず、しかも身近な問題を取り上げ、社会福祉関係者は、心身障害者の保育と教育の為の施設・雇用促進・住宅の供給を、教育関係者は、学園都市の建設・市内の学校間施設格差の解消・公費負担の解消・高校普通科の間口増・医大設置を、労働組合関係者は、季節労働者の就労対策・市の機構に労働行政専門の職員の配置・労働福祉センターの設置を、農業関係者は、農用地の確保・稲作減反対策・農道整備・農業後継者・農村花嫁を、文化団体関係者は、図書館・美術館・音楽堂・公園や都市緑化を、町内会のリーダーは、地域公民館の設置などを力説して止まなかったのである。そしてここに見られる多くは、総合計画の中に自己の属する団体等にとって必要な都市施設の設置要求の目録ともいうべきもので、発言者

第三表　「市民の提言を聴く会集録　北見市」より

分類	提言事項
新総合計画の考え方	マチづくりの情報提供を
	市民の求めた自主的な都市づくりを
	現実的な問題の解決を
	自治と連帯の社会及び郷土愛
	雪と開発
	冬の克服を
	特徴のあるマチづくり
	北見の顔
	青年都市の建設
	広い角度からの検討を
土地利用	土地利用計画
	土地利用と施設配置計画
	鉄南地区は住宅地区に
	東部・南部地区の開発
都市空間と緑化	ビルに公共広場
	公園には池を
	都心に公園を
	公園・緑地
	河川の流域に緑地帯を
住宅・宅地	公園道路の建設
	狭い道路にも街路樹を
	街路花壇
	北見の花木指定
	街路に花や木を
	街路には季節の花を
	中央公園に市庁舎を
	公営住宅は都心近くに
	障害者住宅
	福祉住宅の分散と持家促進
	老人の住宅
	老人アパート
	宅地は山林原野に
交通	
(1)空港	女満別空港のジェット化ほか
	北見空港
(2)鉄道	鉄道貨物駅の早期移転
	北見駅舎の改築
	石北線の路線変更
(3)道路	定時運行
	北海道横断自動車道の早期着工
	国道三九号線の整備ほか
	南大通の完成
	鉄南との連絡地下道の建設
	公園道路の建設
	障害者の歩ける道路に
	街路樹・街路灯を
	除雪及び融雪
	商店街の再区画と地下歩道
	鉄南地区と中心街との連絡道及び鉄南地区の舗装促進
(4)交通手段と駐車場	バス交通網
	新しい交通手段の検討
	将来の交通手段について
	駐車場について
地域暖房	地域暖房の検討

分類	提言事項	分類	提言事項	分類	提言事項
住居表示	住居表示の促進と案内地図				ごみ焼却炉施設
都市計画について	新団地と住居表示				農薬容器の回収
	都市施設の集中				屑入の設置
	宅地は山林原野に				常呂川をきれいに
	ゆったりとした住宅街に				屑入れ及びドラム缶の設置
	電線等の埋設	福祉			社会福祉協議会の充実強化
交通安全	交通安全教育は家庭から				社会福祉審議会の設置
	指導者の再教育				子供達を対象とした遊具施設
	交通会館の建設				遊園地の設置
	交通専従指導員の設置				保育所について
	児童の交通事故防止				これからの心身障害児施設
	商店街の再区画と地下歩道				身体障害者の施設整備
	障害者用信号機増設				障害者福祉館の建設
	運転実技の再教育				障害者の保育と教育施設の充実
保健医療	保健センターと救急センター				交通信号機の増設
	日赤の移転				障害者スポーツ施設
	農薬と健康				障害者の社会自立対策
	健康診断				
清掃	清掃事業の民営化				

分類	提言事項
	心身障害者の雇用と企業対策
	障害者住宅
	福祉住宅の分散と持家促進
	老人の住宅
	老人アパート
	福祉施設を町の中に
	福祉施設の見直し
	総合老人福祉会館の建設
	公営住宅は都心近くに
	手話講習会の継続
	聴力障害者の通訳者配置
	ボランティアの育成
	結婚相談
	障害者も歩ける道路に
	保育の一元化
教育	
(1)教育について	五日制の先取り
	施設整備の重要性
	清潔な学園都市の建設

分類	提言事項
	生涯教育の体系化と施設整備の調和
	教育のマチ北見を
	教育の三育
	北見気質
	北見市の歴史性をどう受け継ぐか
	塾の改革
	教育の総合性
(2)学校教育	適正規模校に
	学校間の施設格差の解消
	新設校に自然空間を
	学校グラウンドの整備
	障害児教育
	教職員研修
	望ましい小規模校
	公費負担の解消
	PTA活動
	高校普通科の間口増と新設
	高校普通科の間口増
	市立高校の新設

分類	提言事項
	医大の誘致
	文科系大学の充実
	生徒の非行化防止
	明るい家庭を
(3)社会教育	学校外の教育施設整備
	子供の心と体を養う施設
	児童館の設置
	青少年科学館の設置
	青少年文化会館の設置
	博物館の機能充実
	美術館の設置
	屋外音楽堂の設置
	地域図書館の設置
	市民会館の整備
	青年大学を
	文化活動の促進
	芸術性を高めよう
	海外研修制度
	有害環境の排除モニター制度
	動物園の設置

分類	提言事項
	新しいスポーツ観に立脚した指導体制の確立
	スポーツの振興
	運動施設の地域的配置
	地域スポーツセンターの設置
	地域体育館の設置と周辺地区学校開放施設の実施
(4)社会体育	総合スポーツセンターの設置
	老人・青少年・身障者等の対象別活動施設の充実
	学校スポーツ活動と指導者
	職場の交通を
	貸スケートを
	緑ケ丘を子供の山に
	子供達を対象とした遊具施設
	遊園地の設置
	ハイキングコース
農業	農業政策
	農用地の確保
	農業団地の形成

分類	提言事項
林業	稲作転換対策
	地力培養
	農業用ダム
	農道整備
	図書館分館
	農業用機械
	農業の研修
	農業後継者
	農村花嫁
	農薬と健康
	健康診断
	森林地域
	林業の振興
工業	知的内陸工業の育成
	工業発展策を
	農産品高次加工業の開発
	新製品のＰＲ
	誘致企業
商業	専門商店街の形成
	既存商店街の整備
流通	商店街の再区画と地下商店街の形成
	商店街駐車場
	商店街の周辺に大型駐車場を
	商品の共同仕入
	進出企業との共存
	駐車場の規制
	中央公園に地下駐車場
	貨物ターミナルの建設
	貨物輸送の在り方
	大拠点貨物駅の建設
	石北峠の危険防止
	北海道横断自動車道の早期完成
	経済圏内の列車定時運行
	市内バス路線網の充実
	釧路商港荷揚体制の充実
	朝市
	端境期の野菜対策
労働	雇用の安定
	季節労働者対策
消費者行政	専門の労働行政機構を
	厚生施設を含めた福祉施設
	中高年齢層の再就職
	労働者福祉総合センターの設置
	心身障害者の雇用と企業対策
	勤労青少年ホームの利用制限解除
	職場の交流を
	消費者センター
	消費者教育
	生活改善運動
観光・余暇・レジャー	朝市
	端境期の野菜対策
	レクリエーション基地
	積極的な開発を
	川南地区を中心とした観光都市
	レクリエーション基地と意識的な観光開発
	観光基地の設置

分類	提言事項	分類	提言事項	分類	提言事項
	観光基地には中央公園の高度利用を		パークランドの拡充		今後の婦人団体の果すべき役割
	北見ヶ丘の観光開発		市民ぐるみの〝まつり〟に		各種団体の事務所を
	藻岩山の開発		雪まつりの復活		ボランティアの育成
	ハイキングコース		〃みどり祭〃		支庁を北見に
	動く人形を		吉田山に花木を		市庁舎を中央公園に
	ハッカ記念館		市政とコミュニティ活動のあり方		日赤の移転と市庁舎の建築
	動物園の設置		町内会組織化の促進		職員は積極的に
	余暇と青年活動		地域会館の建設		
	健全なマチづくり		婦人団体組織の強化		
	レジャーランド				

はこの機会をとらえて数々の施設や諸配分の要求を噴出させたのであった。考えてみると、これらの施設は確かに、市民の公共生活にとって重要なものであり、都市づくりにとって不可欠のものであるが、これらのことを述べる発言者の姿勢は、行政への配分を求める受動的な姿勢に他ならないものであった。

しかし、このような雰囲気の中にあって、少数ではあるが、行政の姿勢を論じ、まちづくりのあり方やその基本的な展望にかかわる問題を提起した発表者もいたのであった。たとえば

(1)市当局が新総合計画について市民から広く意見を聞くに当って、過去から現在までの計画の実施状況を正確に示す資料を予め市民に広く公開すべきである。

(2)総合計画は、市民の自主性や自発性にもとづいて作成されるべきであり、「国の考え方、道の考えがどうだから

とか言うことでなく、市民全体の訴として北見はこうやるという熱意を、そういう機関にぶっつけてその道を開く必要があると思います」という意見。

(3)特徴のあるまちづくりをせよという意見、たとえば「買物公園の旭川とか、ワインの町池田とか、森の都仙台という様に何々の北見といわれることのできる様なものを作って欲しい。」という発言。

(4)計画や市に対する提案、町内会活動などが特定のひとびとによってすすめられ、決まってしまうが、青年達をもっと社会に引き出す必要があり、そのための動機づけが必要であるという意見。

(5)都市施設設置の意義をコミュニティ意識の育成と関連して考え、又施設設置の計画づくりやその実現の過程で市民参加を考えよという意見、たとえば公民館の設置について「コミュニティ活動は、地域住民の相互理解と愛情が基本になりますが、そのためにはどうしても地域住民が集って話し合う場所が必要となります。北見では、そういう会館が少いので、これからの会館づくりについては、例えば区画整理や団地造成をする場合、公園づくりと同じ様な重い比率をもって会館を造成すべきでないかと思います。それから会館建設については、年次別に地域別に建設計画を立案し、これを住民に示すことにより、自分達がこれに対してどのように対応して協力するかということを話し合うこともできることとなると思います。」など。

ところで、この集会では、発表者が与えられた時間は五分間で、これが終ると補足説明と出席者全員による自由討議が行われたが、自由討議といっても多種多様でおびただしい提言の中から何を選んで討議をするかも困難なことであり、討論は、意見の交換にまで至らず、ほぼ発言者の言い放しに終ったのであった。しかも主催者側では、自由討議を専ら出席者相互の意見交換の場としてとらえていたから、出席の理事者の答弁を求めてはならないとし、出席者市民間ないし市理事者と出席者市民間の対話による提言内容の検討にまでは進み得なかったのである。その意味で

は、この集会を開いた趣旨は、専ら市側が市民の意見や考え方を把え、新総合計画策定の基礎資料を得ることにあり、市民が集って提言をし、これを市民の討議を経て集約統合し、市側と折衝してこれを計画の中に盛り込んでいくという市政への影響力の強い集会ではなかったのである。

○地域別市民集会（公聴会）

この集会は、北見市と北見市自治会連合会が主催し、主題を「開基二世紀にむけてわが地域の未来を描く」とし、その趣旨を「市民が自分たちの住む地域について話し合い、思考し合った結果を新総合計画の基礎資料とする」ことで開かれた。その期間は、五二年一〇月三日から一一月一六日までで、ほぼ市内自治会（連合町内会）の地域割に一六回の集会を開き、総数で六九三名の参加者を得たのであった。

市側では集会を開催する手続きが、天下り的なやり方にならぬよう慎重を期したものとみられ、実施に先立って連合町内会の連合体である北見市自治会連合会の幹部と個別に協議し、彼らの賛意を得て自治会連合会役員会にこの実施を諮り、この集会を共催とすることを決めたのであった。しかも個別集会実施に当っては、連合会はかねてから地域自治会の自主性を尊重する立場をとっていたので、地区別にある地域自治会即ち連合町内会と充分協議することを求め、同会の理解を得た上でこれを行うこととし、市側では、その後開催地域毎にある同会と事前打合せを行い、集会の具体的運営について協議したのであった。このような慎重な手続きがとられたのは、もとより当事者の意思の疎通が重視されたからであるが、これが重視されるべき固有の理由、特に町内会の主体性に関わる問題があったからだと考えられる。即ち、北見市では、かつて昭和四四年まで駐在員という制度があり、これは専ら行政浸透の末端組織として、住民登録事務その他を市に取次ぐなどの仕事をし、駐在員には多数の現職の市職員がその住居を占める地区において任命され、本来の執務時間外にこの仕事を負担していたのであった。北見市の町内会・自治会は、このよう

な行政と市民との上下関係的・一方交通的な組織原理に代る組織体として生まれたもので、その結成過程も駐在員の廃止後、当時の革新市長の意向とリーダーシップは作用していたものの、地区別に一挙に画一的に編成を割り付けられて設けられたものでなく、徐々にではあるが、住民の立上りによって結成されたもので、駐在員制廃止後六年を経た五〇年に至って、ほぼ全市域を網羅する六〇〇余の町内会・自治会が結成されたのである。この間、町内会のあるべき理念や組織形態、運営の仕方についても、四八年、町内会長が集って連絡会議を開き、これを機に以上のことを協議する「北見市住民組織研究委員会」を発足させ、凡そ二年間しばしば学習討議を行い、町内会とその連合体組織を統一的に結成したのであった。ここでは北見市の町内会は、その課題を北見市住民組織研究委員会編「北見市の住民組織を考える」によると、「地域の日常生活に根ざし、暮しをめぐって生じている共通の課題解決を中心に、住民の自主的な参加により、統一と組織化を進めるべきである。この運動が家庭から地域へ、さらに市から道・国へと広がるとき、政治や行政についての見方にも新しい展望が開かれる」とし、町内会と市行政との関わりについても「(1)行政は住民の為のものである。(2)住民は町内会活動を通じて行政に意思を反映する。(3)住民は行政からサービスを受ける。(4)行政は町内会の窓口を通じて住民に情報を提供することが必要であり、又町内会は情報を受け取り生活向上に役立てる。(5)住民自治の主導的役割は町内会になければならない。」ということを原則として掲げていたのである。そこで町内会側では、地域住民の将来の生活に大きな影響を及ぼすような総合計画の策定について行政側が地域集会を開く場合には、仮りに当初行政側がそのイニシアティブを取るとしても、集会開催やその運営などについては、行政に住民の意思を反映させる手がかりを求めて市側と折衝を重ねたものとみられる。その結果として、この集会は自治会連合会と市が共催することに決まり、更に実施に当っては、地域自治会が集会を主体的に運営し、集会の指導・結果の集約作用は市の企画部がこれを担当することとしたのであった。なおこの「住民参加」の様子を、地元紙の九

月二三日付北見新聞では「従来ややもすると上意下達方式の行政主体の傾向が強かったが、この市民集会による逆ピラミッド型式の採用は市の新たな政策だと賛成する声が多い」と述べるとともに、この集会の結果を市に任せるのではなく、提言が実施されるようよく認識し、その進捗ぶりを把握することが大切だという意見を持つ市民がいることを伝えたのであった。

以上のような準備を経て、第一回集会は、一〇月三日、人口八、九六四を有する新興団地地区である小泉連合町内会（地域自治会）の住民を対象に同地区公民館で開かれた。参加者は四二名で、彼らは先ず市企画部が作成した「地区別市民集会資料」の配付を受け、計画策定の経緯、市内地域別人口、地区別集会の行われる地区毎の面積・人口表、主な公共施設を配置した地内地図、市道の整備状況、上下水道の給水普及状況、既設公園の種類・配置箇所・面積・一人当り面積等発言・討議の為の基礎的な情報の提供を受けたのであった。

その後彼らは五、六人づつ幾つかのグループに分れ、それぞれ座長と書記を指名し、小グループによるバズセッション方法の討議を行ない、これを座長が集約し、これをグループ発表として全体の前で報告し、全体討議を行ったのであった。

この集会の意見発表の中で圧倒的に多かったのは、この地区の住民の日常身辺の生活の便益や施設整備に関連した問題で、(1)隣接する端野町との合併問題、(2)同地区がその一部を占める市内東部の開発促進、(3)市内西部地区既設の国鉄線地下化を東部地区でも実現し、東部地区の踏切交通渋滞を緩和すること、(4)常呂川橋梁の新架設、(5)南大通道路整備とバス路線の導入、(6)私道を含めた道路舗装、(7)下水道敷設促進、(8)保育所定員増と老人会館建設、(9)救急病院を含む医療機関の増設、(10)河川敷運動場、(11)常呂川の浄化など(1)を除くと都市環境の整備に連なる施設要求であった。この地区はかねてから施設整備を要求する住民運動の活発なところで、地域自治会が住民の要求を統一し、運動

を推進してきており、已にいち早く地区への中学校の新設を要求してその実現に成功しており、上記の施設要求も住民運動を通じて已に住民の間で検討されまとめられた意見なのであった。市民集会は、その意味では、已に幾度も試みられた行政への意見表明の再確認ともいえるものであった。しかしこのほかに新しい意見としては、「新総合計画の中に（小泉地区を含む）東部開発をどのように位置づけるか、これを明確にせよ」というような施設要求に止まらず、同地区のインタレストに関連させながら計画の構造や重点の置き方を問う質問が提起されたのであった。

ところでこの集会も、先の部門別集会と同様開催は一回に限られ、時間も午後六時半から九時頃まで（実際にはいずれの集会も予定を超過）として行われたために、この地区のように、かねてから住民要求がまとまっている場合でも、集会が専ら意見の出し合い、噴出にとどまり、意見の検討・整理にまでは充分入り得なかったのであった。

以上が第一回地区別集会の様子である。この後、各地区で一五回にわたって開かれた集会では、地域自治会の活動ぶりや住民の関心の高さによって、事態を画一的に単純化して見ることはできないが、総じてこの集会では、住民が身近に当面している問題を出し合うことは大いに行われたといえる。しかし、この問題をその場で検討し、整理し、煮つめ、解決の具体的な見通しを立て、これを行政に滲透させる手がかりを求めるまでには到らなかった。

これらの問題は、解決への努力が今後払われるとしても、先ず問題の所在が、市職員と住民との間に明確化されたのに止まり、その解決策は住民の間に伏在し、今後の住民の自発的な運動や地域自治会の組織的な運動のイッシューとして点火されることが強く期待されるのである。

その意味では、今までの集会の意義やメリットを最も大きく獲得したのは市側、なかんずく集会の準備、設営や運営に奔走した市企画部の職員であろう。彼らは住民の提起する問題や意見、施設要求が財政的裏付のあるものか、可能か否か、過大であるか些末であるか、本来自治体が責を負うべきことか全く埒外のことか、などに先入見をもって

応接することなく、しばしば住民の日常の不満を籠めた非難に近い苦情に対しても落着いた丁重な態度を持し、これを観察したある市民のことばによると「卒直な提言を誠心誠意聞く」姿勢で、職員自身のことばによると「市民の意向を懸命に把握する」努力をし、たとえ首尾一貫せぬ意見、断片的で甚だ理解しにくい言辞をも丹念に吟味し、これを集約・分類する作業に徹し切ったのであった。まさに市側では、市民参加の意味を前述の総合計画審議会が課した「広く市民の意見を聴取する」ことと「その為の具体的な方法を検討する」という方針を忠実に履行したことになるのである。

しかし、市民参加が真の意味での参加、即ち「実質参画」であるためには、この集会を一契機として、提起された意見は、今後住民によって自発的に開かれる会合などで、討議を深め、吟味を重ね、それらが世上いわれる私的エゴと極めつけられてきた意見であっても、果してエゴか、新たな価値関心から公共の利益と結びつくものなのかなどを討議の過程で明らかなものにしていく住民の、換言すれば、市民の自発的な作業が期待されるのである。そしてここで鍛えられ整序され統一された意見は、市民ボランティアや地域自治会のリーダーなり、これを真剣に受け止める計画審議員・市会議員なりがこれを取上げ、市理事者及び計画策定に携わる職員と折衝し、これを策定過程に盛り込んでいくことが必要であり、またそのための制度ルールの形成や既設の制度の見直し補正などが必要となることであろう。いわゆる総合計画審議会制度などもこのような観点から、前述にみられるような性格を補正することが期待されるのである。